

県産農産物需要拡大支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

県産農産物需要拡大支援事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)

3 目的

本県は、野菜の産出額は全国第9位と、全国でも有数の野菜の産地である。

また、本県は大消費地の中に位置し、本県自身が大消費地であるとともに、最大の消費地である東京に隣接している。

さらに、食料品製造出荷額は全国第2位と、県内に多くの食品加工業者が所在している。

一方、個々の生産者の生産量が少ないため、県産農産物の潜在的ニーズがあるにもかかわらず対応できていないという話を多くの農業関係者から聞くところである。

そこで、県内生産者のシーズと食品加工業者や量販店等のニーズを調査し、実際の取引につながるよう、生産者の供給体制づくりを含め、これらをさらにマッチングさせるための方策を構築する。

4 業務の内容

(1) 農業法人等のシーズ調査

農業法人等に対する調査を実施し、農産物の供給に関する実態の把握及び課題の抽出を行う。

ア 調査対象の選定

調査対象は、県内の農業法人、生産者、生産者集団、JA全農さいたま等のうち、県が提供するリスト(40者程度)と合わせ、県と協議の上、50者以上を選定すること。

イ 調査内容

調査対象に対し、次の事項を調査すること。

- ① 農産物の生産状況等(品目、生産量、生産時期 等)
- ② 新たに出荷可能な農産物(品目、出荷量、出荷時期 等)
- ③ 既存取引の内容(取引形態、出荷先、品目、出荷量、出荷時期 等)

取引形態については、「令和2年度農販直結型新流通システム調査・分析・提案業務委託調査結果報告書」に示すモデル例(以下、モデル例という。)について、同様の取組を既に実施しているか確認すること。

- ④ 既にモデル例と同様な取組を実施している場合、その課題を把握すること。
- ⑤ モデル例と同様な取組を実施していない場合、モデル例と同様な取組への関心の有無及びその理由、今後モデル例と同様な取組を試験的に実施する場合に取組への参画の意向を把握すること。
- ⑥ その他、必要と思われる事項

ウ ヒアリングの実施

調査により判明したモデル例と同様の取組を既に実施している農業法人等、モデル例と同様の取組に関心がある農業法人等を中心に5者以上選定し、調査内容を詳細に把握するため個別にヒアリングを実施すること。

(2) 食品加工業者等のニーズ調査

本県及び近県に位置する食品加工業者等に対する調査を実施し、農産物の需要に関する実態の把握及び課題の抽出を行うこと。

ア 調査対象

食品加工業者(外食・惣菜(中食)・カット野菜・冷凍野菜等、量販店)及び農産物の輸出事業者等から、受託者が300事業者程度を選定すること。

イ 調査内容

- ① 事業者の概要(所在地、従業員数、製造拠点、店舗数、取引先 等)
- ② 農産物の取扱状況(品目、国産・輸入、仕入れ時の形態、使用量、用途、販売先等)
- ③ 現在使用している農産物に関する課題(品質、味、価格、産地、量 等)
- ④ 県産農産物の取引意向(品目、量、価格、納品形態 等)
- ⑤ 農業法人等と取引を行う上で課題となること
- ⑥ その他、必要と思われる事項

ウ ヒアリングの実施

調査により判明した県産農産物の取引意向がある食品加工業者等を中心に5者以上選定し、調査内容を詳細に把握するため個別にヒアリングを実施すること。

(3) シーズとニーズのマッチングに向けた方策の検討・モデル事業の実施

(1)、(2)で把握した調査結果を踏まえ、農業法人等と食品加工業者等の取引を実現するための方策を検討し、その方策をモデル的に実施するモデル事業に取り組む。

ア 内容

① 方策の検討

農業法人等と食品加工業者等とのマッチングの手法を提案すること。

- ② 取組を行う対象の選定、農業法人等及び食品加工業者等との調整
- ③ 取組方法の検討及び構築
- ④ モデル事業の実施

モデル事業の実施については、新たに構築した方策の内容のほか、方策の実現過程に必要な取組、例えば、既存の生産者集団と新たな食品加工業者等とのマッチング、農業法人等の連携による新たな生産者集団の構築も対象とする。

イ 時期

契約締結後～令和7年2月28日

(4) 方策の構築及び周知

ア 方策の構築

(1)～(3)を通じて構築された方策の結果をとりまとめ、県に報告すること。報告に当たっては、農業法人等が参考として利用することが可能な、分かりやすい資料とすること。

イ 農業法人等への周知

事業の成果は、関係機関・団体等に周知し普及を図るほか、セミナー等を通じ、農業法人等へ周知すること。

5 実績報告等

受託者は、この委託業務完了後、速やかに業務の実施内容を「実績報告書(任意様式)」として取りまとめ、埼玉県に提出すること。

6 業務成果の帰属等

委託業務の実施で得られた成果、情報(個人情報・企業情報を含む)等については、埼玉県に帰属する。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改変したものを含む)の著作権は、従前からの著作者に帰属するものとし、受託者は必要な著作権処理を行うこと。

受託者は、委託業務により制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ該当作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年埼玉県条例第 50 号)及び知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和5年埼玉県規則第5号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 損害賠償

ア 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 実施体制

ア 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

イ 本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本業務開始時に埼玉県に報告する。

8 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (3) 仕様書の詳細については、採用された提案内容に基づき、県との協議を行った上で決定する。